

平成29年度 就学援助制度申請と手続きについて(お知らせ)

平素は本校教育推進のために、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成29年度の就学援助を申請する際は、別紙の教育委員会からの「平成29年度 (2017 年度)就学援助制度のお知らせ」をご参照いただき、申請を希望される方は期日内に学校(事務室)へ書類を提出してください。

1、提出書類 (*「平成29年度 (2017 年度)就学援助制度のお知らせ」を参照)

①「平成29年度(2017 年度)就学援助申請書兼世帯状況票」

- ・同一校で(きょうだい関係がある場合も)、申請者は世帯で1枚ご提出ください。
- ・世帯状況・保護者名・押印(朱肉使用のもの)など、漏れの無いようにご注意ください。

②「申請理由を証明する書類」(*申請理由⑩以外の方)

- ・申請理由によって、必要な証明書類が異なります。リーフレットをよくお読みいただいたうえで、該当する書類を申請書に添付してください。
- ・申請理由①・②で一般1(税情報利用)申請時のみ税情報を利用しての申請が可能です。(この場合のみ所得に関する証明書の提出は不要です。)

③「就学援助費口座振替申出書(保護者用)」

- ・徴収金届出口座以外の口座を希望で、新規の方と口座変更がある方。(*子ども名義不可*)
- 必要な方は、事務室までご連絡ください。別途、用紙をお渡しいたします。

④「平成29年度(2017 年度)入学準備学用品等購入申出書」 *新1年のみ

- ・入学準備で購入した物品(申出書の例示参照)の領収書原本(レシート可)添付。
- (購入日がH28年4月～H29年6月までのものに限る。限度額は¥23,550円以内で1回請求のみ。)

3、提出期限

申請区分	申請理由	提出期限
早期審査 【書類審査】	① ～ ⑩ *①について、早期では平成28年度分で審査されます。	平成29年 3月15日(水)
一般申請1 【税情報利用】	① 及び ② *平成29年度分の市民税・税情報での審査となります。	平成29年 5月15日(月)
一般申請2 【書類審査】	① ～ ②	平成29年 6月30日(金)
随時申請	① ～ ②	平成29年 7月1日(土)以降 随時

*7月1日以降も随時申請はできますが、申請日以降の認定となります。

*6月30日を過ぎてのご提出は4月1日認定にはならず、提出日認定となりますので、提出期限をご確認のうえ書類をご提出ください。

裏面へ続く⇒

4. 提出先・方法

保護者様が、「市岡中学校（＊事務室）」へ 原則持参、又は郵送にて提出してください。

＊持参の場合、8時30分から17時の間にお願いします。

＊郵送の場合、提出期限内に届くように投函してください。

〒 552-0003

大阪市港区磯路1-5-21 大阪市立市岡中学校 事務室 あて

7月以降にこの就学援助が必要となった場合も申請することはできますので、諸事情がある場合はご相談ください。（ただし支給額・内容が変わります。）

また、認定後に申請理由に変更が生じた場合（世帯構成人員の増加、所得金額の増加等）は、速やかに申し出てください。

【変更点・ご留意点について】

・平成29年度分の就学援助申請書受付の際に、「受領書」を保護者様あてにお渡しいたします。
申請受付されたことの確認書となりますので、審査結果通知が郵送されるまで保管をお願いします。

・「ひとり親家庭の確認」について、申請理由①・④・⑤・⑧・⑫の方で申請者がひとり親家庭の場合、証明書以外にひとり親であることの確認書類が必要になる場合もありますのでリーフレット（3ページ）をお読みください。

何かご不明な点は、お問い合わせください。

・市岡中学校（事務室） TEL：6572-7231

・大阪市教育局（学校経営管理センター就学援助グループ） TEL：6575-5654